

弁護士・戸出健次郎の 困ったときの相談と転ばぬ先の杖

第12回

風評被害による損害賠償は 認められるか



戸出健次郎 (とで・けんじろう)

平成12年 学習院大学法学部卒
平成19年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
平成22年 悠綜合法律事務所パートナー
平成22年 度第一東京弁護士会代議員
専門分野: 農業分野(法務、税務)、不動産関連業務

【質問】

弊社は、関東地方で食品の製造・加工をしている会社です。東日本大震災から3年以上経過しましたが、被災地の同業者は、未だに風評被害に苦しんでいます。地震や事故はいつどこで起こるかかわからず、弊社も他人事ではないと思つています。今回のような風評被害を受けた場合、損害賠償の請求をすることはできるのでしょうか。

【回答】

「事故」あるいは「報道」と、売上減少との間に因果関係があれば、損害賠償請求が認められます。「事故」との因果関係がある場合は、当該事故を起こした者(東日本大震災においては東京電力)、「報道」との因果関係がある場合は、当該報道をした報道機関を訴えることとなります。

【解説】

今回の「風評被害」とは、農産物等が、放射能汚染されているのではないかと消費者の不安心理に基づく買い控えによる損害です。ただ、一口に「風評被害」と言っても、「事故」そのものが原因の被害と、「報道」が原因の被害があります。両者とも、この2つは区別する必要があります。

1 事故を起こした者に対する請求

「事故」そのものと損害との間に因果関係が必要です。

例えば、「Aという区域内のXという農作物が、食品衛生法の上限值を超える放射能に汚染されているので、出荷制限されている」と報道(この報道自体は真実であるという前提)されたところ、同一区域内のYという農作物も放射能汚染されているのではないかと考えて、消費者が買い控えをした結果、売上げが減少したというケース。このケースであれば、内容が真実である報道と消費者の行動の間に一定の因果関係が認められ、売上げの減少分が風評被害による損害として賠償請求の対象になる可能性があります。これに対し、放射能汚染の根拠、放射能汚染の対象、具体的数値、調査方法、人体への影響等につき詳細な情報が報道された上で、放射能汚染が確認されたのがXのみであるという報道であった場合、消費者がYという農産物を買った結果、消費者がYという農産物を買った結果、賠償請求の対象にならない可能性があります。

2 報道機関に対する請求

「報道」そのものと損害との間に因果関係が必要です。

例えば、「Aという区域内のXと

いう農産物が、食品衛生法の上限值を超える放射能に汚染されていることが独自の取材により判明した」と報道されたところ、消費者が、Xという農産物を買った結果、売上げが減少したものの、この報道内容を裏付ける根拠が乏しく、結局は誤報であったというケース。このケースであれば、「報道」と損害との間に因果関係が認められ、売上げの減少分が風評被害による損害として賠償請求の対象になります。加えて、謝罪広告の請求をすることも考えられます。そもそも事故がなければこのような報道もないので、事故を起こした者に対しても、賠償請求できるのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、この場合、事故と損害との因果関係は、誤報という報道機関の行為によって切断されていると考えるのが法理論です。

先般、ある漫画雑誌に掲載された内容が多分にセンセーショナルであったため、関係各所で議論を巻き起こしていました。仮に、あの漫画雑誌によって、特定の農産物の売上げが減少したという事実があり、かつ、内容が真実であると認定するに足りる根拠が存在しないのならば、漫画雑誌を刊行している出版社及び著者を相手に損害賠償請求を検討する余地は十分にあり得ます。